

英文契約の「読み方」と「使い方」

～基礎知識から、実践的スキル（ケーススタディ）まで～

おおつきよしあき

講師 **大槻由昭**氏

アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業
スペシャル・カウンセラー 弁護士

販売期間 2026年7月31日（金）まで

（2026年2月27日（金）収録：約3時間）

■このセミナーは収録したセミナーを動画配信でご視聴いただけます。視聴期間は2週間です。
■参加費をお振込みいただいた後に、視聴ページ URL とログイン情報をメールでお送りします。

本講座の前半（基礎知識習得編）は、主に英文契約の「読み方」に関する基礎的な知識を解説します。英文契約を使用するクロスボーダーの取引にかかる実務経験が豊富な講師が、主に、和文契約との文章構造の違いや、英文契約において特徴的な言い回しなどを、解説いたします。

本講座の後半（ケーススタディ編）は、実際の英文契約の「使い方」の習得を目指します。英文契約書実務の基礎的な知識を前提として、実際に英文で書かれた契約をサンプルとして使いながら、本講師が考案した架空の事例（設例）を、契約の条文に当てはめて分析を行うという、いわゆる「ケーススタディ」を取り扱うものです。

1. 英文契約の「読み方」～基礎知識習得編～

①英文契約の条文構造（和文との文章構造の違いを中心に）

★契約を英文で記載する場合には、主語や述語の位置関係など、和文とは異なる文章構造となるため、英文契約を解説するうえで必須となる基本的な事項を解説いたします。

- (1) 主語と述語の対応関係。特に、英文特有の助動詞（shall、will、may など）の存在
- (2) 定義語の表示の仕方について（和文の違いを中心に）
- (3) 本文と、その但し書きの表記方法（「provided(however)that～」や「unless～」など）
- (4) 「if」節の使い方とその意義
- (5) 否定文（「No～」や「Nothing～」）など

②英文契約において特徴的な用語や言い回しについて

★英文契約においては、日常に使用される英語では馴染みの薄い、いわゆる法律英語（特異な言い回しや特殊な表現）が使用されることが多いため、その代表的なものについて解説いたします。具体的には、以下のような事項です。

- (1) 助動詞（shall、will、may など）の使い分け
- (2) 条文相互の関係性や優劣を示すもの：「Subject to～」や「Notwithstanding～」など
- (3) 契約当事者ではない者に間接的に義務を負わせる言い回し：「shall ensure that～」など
- (4) 解釈規定（注意的規定）の特徴：「For the avoidance of doubt～」や「For clarity～」など
- (5) 努力義務の表現と種類：「shall use(best/reasonable) endeavours to～」など
- (6) 誠実協議義務とその功罪：「shall discuss in good faith～」など…

2. 英文契約の「使い方」～ケーススタディ編～

★講義の前半で習得していただく英文契約の基礎知識を前提として、後半では、さらにその実践編として、実際に英文で書かれた株式譲渡契約（Share Purchase Agreement）を題材に、本講師のオリジナル作成による架空の事例（以下参照）について、その解釈や適用関係などを分析・解説します。

- (1) 株式譲渡の実行（クロージング）の前提条件の成否が問題となる事例
- (2) クロージング前又は後に売主の表明保証違反が発覚した事例

【ご参考】 ケーススタディ編の設問イメージ

「とある日系企業 A 社（買主）は、X 国の B 社（売主）との間で、X 国内で製薬事業を行う C 社の株式を取得する旨の株式譲渡契約（SPA）を締結したところ、株式譲渡の実行すなわちクロージングが生じた後において、以下の事実が明らかとなった。すなわち、●●（※中略）。この事例において、買主である A 社は、SPA に基づいて、B 社に対して損害賠償請求/SPA の解除をすることができるか。ただし、参照する契約の条文は、後掲のものとする。（※条文別途）」※株式譲渡契約（SPA）は、あくまで、英文契約の解釈の題材（サンプル）として使用するものであり、当該契約書の成り立ち（構造）や契約条件そのものの解説を行う講義ではありません。

本セミナーにつきましては、講師と同業者、法律事務所所属の方のお申し込みはご遠慮願います。

【講師紹介】

2004年東京大学法学部卒業、同年弁護士登録（第一東京弁護士会）、同年西村あさひ法律事務所入所。2011年米国の University of Southern California Gould School of Law (LL.M.)。2012年ニューヨーク州弁護士登録。2011年ロンドンの Norton Rose Fulbright 法律事務所勤務。2012年香港の Woo Kwan Lee & Lo 法律事務所勤務。2012年-2014年新日鐵住金（現日本製鉄）株式会社勤務。2022年4月より現職。

・直近のセミナー開催実績：英文契約を題材としたセミナーとして、『英文契約の正体をつかむ～条文構造から用語まで（基礎編）』、『英文契約の正体をつかむ～条文構造から用語まで（詳解編）』、『実践で使える「英文契約書」の基礎から実務まで～和文との違いや特徴的な用語や言い回しも解説～』、令和6年度モザンビーク LNG 研修：『Major and Common Terms and Conditions of LNG SPA』ほか多数。

※録音・ビデオ撮影はご遠慮下さい。

■主催 **金融財務研究会**
<https://www.kinyu.co.jp>

Facebook : <https://www.facebook.com/keichoken>
Twitter : <https://twitter.com/keichoken05>
Blog : <https://www.kinyu.co.jp/blog/>



販売期間

2026年7月31日（金）まで

※収録日：2026年2月27日（金）【約3時間】

視聴ページのログインIDを発行後、2週間ご視聴が可能です。
資料は、ログイン後に視聴ページからダウンロードしてご利用いただけます。
（資料の無断複製はご遠慮ください）

参加費

35,000円（消費税を含む）

1社2名以上同時に参加お申込みいただいた場合、お2人目から1名につき31,000円。追加申込みの場合はその旨ご記入下さい。

申込先**金融財務研究会**ホームページ <https://www.kinyu.co.jp/>

〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町1-10-8 グリンヒルビル

TEL 03-5651-2030 FAX 03-5695-8005

申込方法

上記ホームページの申込欄からお申し込み下さい。参加申込書をFAX又は郵送いただいたお申し込みも承ります。請求書をお送りいたしますので、下記口座にお振込ください。クレジットカードもご利用いただけます。

ご入金確認次第、視聴用URLとログインID、パスワードをメールでお送りいたします。（但し経理の都合等で間に合わない場合は、ご連絡いただければお待ちいたします。）

ご記入いただきました個人情報はセミナーの開催のために使用させていただきますが、漏洩などがないよう最善の予防、是正に努めます。詳しくは弊社ホームページをご覧ください。

普通預金 口座名 (株)金融財務研究会

三菱UFJ銀行 本店	1642356	三井住友銀行 本店営業部	7397637
三菱UFJ信託銀行 本店	2818151	みずほ銀行 東京営業部	1427715
三井住友信託銀行 本店営業部	2993982	りそな銀行 東京営業部	1693669

◇クレジットカードは Visa、Mastercard、American Express、JCB、Diners Club、Discover がご利用いただけます。

切らずにこのままお送り下さい

FAX 03-5695-8005

参加申込書

英文契約の「読み方」と「使い方」

【アーカイブ】

2026年 月 日

ご連絡・講師へのご質問等ご記入下さい 弊社からのお知らせ、メルマガの送信を <input type="checkbox"/> 受信する <input type="checkbox"/> 受信しない 講師へのメールアドレス開示に <input type="checkbox"/> 同意する <input type="checkbox"/> 同意しない クレジットカードをご利用の場合は下記に✓を入れて下さい。 <input type="checkbox"/> クレジットカード利用	会社名	TEL FAX		
	所在地	E-Mail		
	参加者ご氏名	〒		
	部課名	"		
	部課名	"		
	部課名	"		
書類送付先 (同上の場合記入不要)	ご担当者 TEL	部課名 FAX		

お申込の翌日には請求書を発送しておりますが、お手元に届かない場合は、弊社までご連絡下さい。